

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

要綱名	制定年月	対象者の要件	内 容
日進市企業再投資促進補助金交付要綱	H27.5 H30.6 改正 H31.4 改正 R2.6 改正 R7.4 改正	(1) 工場等を市内において10年以上立地し、かつ、県内において20年以上立地している者のうち次のいずれかに該当するもの ア 原則として、25人以上の常用雇用者数を補助金の交付期間中維持する中小企業者で、工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用の合計額が1億円以上であること。 イ 原則として、50人以上の常用雇用者数を補助金の交付期間中維持する大企業で、工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用の合計額が25億円以上であること。 ウ 25人以上の常用雇用者数を補助金の交付期間中維持する中堅企業者で、工場等の新増設等に伴う固定資産取得費用の合計額が1億円以上であること。 エ 25人以上の常用雇用者数を補助金の交付期間中維持する中小企業者であって、みなし大企業に該当する者で、工場等の新増設等に伴う固定資産取得費用の合計額が1億円以上であること。 オ 25人以上の常用雇用者数を補助金の交付期間中維持する中堅企業であって、みなし大企業に該当する者で、工場等の新増設等に伴う固定資産取得費用の合計額が1億円以上であること。 (2) 愛知県新あいち創造産業立地補助金(Aタイプ)に採択された者であること。 (3) 過去に同一の工場等の同一事業において補助金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けた者でな	補助金の額 (1) 第4条第1号アに該当する場合は、補助率は12%以内とし、別表に定めるとおりとする。 (2) 第4条第1号イに該当する場合は、補助対象経費の6%に相当する額以内とし、当該額が3億円を超えるときは、3億円とする。 (3) 第4条第1号ウに該当する場合は、補助対象経費の7%に相当する額以内とし、当該額が3億円を超えるときは、3億円とする。 (4) 第4条第1号エに該当する場合は、補助対象経費の10%に相当する額以内とし、当該額が6億円を超えるときは、6億円とする。 (5) 第4条第1号オに該当する場合は、補助対象経費の6%に相当する額以内とし、当該額が3億円を超えるときは、3億円とする。 2 前項各号の場合において、その算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 3 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。 4 過去にこの要綱による補助の対象となった工場等がある企業グループの事業所の敷地内に当該企業グループの企業(自社を含む。)が工場等を新設し、又は増設をする場合の当該企業グループ当たりの補助金の額の総額は、10億円を限度とする。ただし、財務諸表等規則の規定による持分法の適用を受ける会社については、持分の比率に応じ

		いこと。ただし、大企業及びみなし大企業に限る。 (4) 市税の滞納がない者であること。 (5) 日進市暴力団排除条例(平成 24 年日進市条例第 22 号)に規定する暴力団員若しくは暴力団でない者又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であること。 (6) 日進市商工会の会員であること。	て、限度額に算入する。
日進市産業立地促進 奨励金交付要綱	R5.1	1 事業所等立地促進奨励金 次の要件の全てに該当する事業者 (1)指定地域内において事業所等を立地すること。 (2)立地する事業所等が、次のいずれかに該当する施設であること。 ア 工場、その研究開発の用に供する施設及び流通業務の用に供する施設並びにこれらに附帯する施設 イ ホテル等 (3)当該事業者の投下固定資産総額が、次のいずれかを満たすこと。 ア 工場等の新設又は増設 5億円(中小企業者にあつては、1 億円)以上 イ ホテル等の新設又は増設 1 億円以上 (4)立地する事業所等の周辺地域の生活環境に適正な配慮をすること。 (5)日進市企業再投資促進補助金の交付を受けていないこと。 (6)日進市暴力団排除条例(平成 24 年日進市条例第 22 号)に規定する暴力団員若しくは暴力団でない者又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であること。 (7)過去3年間で市税の滞納がないこと。	奨励金の額 操業開始日又は開業日以後に当該事業所等に係る固定資産税を最初に課することとなった年度(以下「課税初年度」という。)から5年間における各年度の固定資産税に相当する額
		2 高度先端産業立地促進奨励金 次の要件の全てに該当する事業者 (1)次に掲げる高度先端産業に該当する	奨励金の額 当該工場の新設又は増設に要する固定資産取得費用に相当する額(消費税及び地方

	事業を営む中小企業者であること。 ア 航空宇宙関連分野 イ 環境・新エネルギー関連分野 ウ 健康長寿関連分野 エ 情報通信関連分野 オ 先端素材関連分野 カ ナノテクノロジー関連分野 キ バイオテクノロジー関連分野 ク その他市長が認める高度先端的な技術分野 (2)工場の新設又は増設に要した固定資産取得費用が2億円以上で、かつ、工場の新設又は増設に伴い雇用される新規常用雇用従業員が、原則 5 人以上であること。 (3)愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金(以下「県補助金」という。)の交付を受けることができること。 (4)過去に同一の事業所等における同一の事業について、同種同様の補助金及び県補助金の交付を受けていないこと。 (5)日進市暴力団排除条例に規定する暴力団員若しくは暴力団でない者又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であること。 (6)過去3年間で市税の滞納がないこと。	消費税相当額を除く。)の 15 パーセント(既存の工場の建物内に新たに機械設備を設置する場合は5パーセント、次のいずれかに該当する場合は 20 パーセント)に相当する額以内 1 本社機能を併設する工場 2 従業者が 50 人以上の工場 限度額:10 億円
	3 雇用促進奨励金 新設し、又は増設した事業所等において新規常用雇用従業員を雇用基準日から起算して1年以上継続して雇用している事業者	奨励金の額 新規常用雇用従業員の数に 50 万円を乗じて得た額(新規常用雇用従業員に女性又は障害者である者がいる場合は、当該額に、当該者 1 人につき 20 万円を加算して得た額) 限度額:1, 500 万円
	4 インフラ整備事業奨励金 事業所等の新設又は増設に伴い、市又は愛知中部水道企業団が管理し、若しくは管理することとなる道路、水路又は水道の設置工事(次のいずれにも該当するものに限る。)を行う事業者	奨励金の額 道路、水路又は水道の整備にかかる費用(委託料・工事費用等)の 2 分の 1 に相当する額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

	(1) 公共の用に供するものであること。 (2) 投資額が 100 万円以上であること。	限度額:1, 000 万円
	5 新エネルギー施設等促進奨励金 工場等の新設又は増設に伴い、新エネルギー利用等(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成 9 年法律第 37 号)第 2 条に規定する新エネルギー利用等をいう。以下同じ。)を行うための設備等で国又はそれに準ずる機関から新エネルギーに関する施設等として補助を受けた施設等を設置する事業者	奨励金の額 新エネルギー利用等を行うための設備等の設置に要した費用の 4 分の 1 に相当する額 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) 限度額:500 万円
	6 工場等緑化促進奨励金 工場立地法(昭和 34 年法律第 24 号)第 6 条第 1 項の規定による届出義務を有する事業者であつて、同法第 4 条第 1 項の規定により公表された準則(同法第 4 条の 2 第 1 項の規定により市町村準則が定められた場合にあつては、その市町村準則を含む。)に定められた緑地面積の基準を超える緑地を整備するもの	奨励金の額 緑地を整備した費用の 2 分の 1 に相当する額(消費税及び地方消費税相当額を除く。) 限度額:1, 000 万円